

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年一月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年一月三十一日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

路線名	所沢青梅線
供用開始の区間	所沢市大字本郷字原中二四七番五地 先から同市大字本郷字原中二一九番一地 先まで
供用開始の期日	平成二十九年一月三十一日
備考	平成二十九年一月三十一日埼玉県川越県土整備事務所長告示第七号で告示した道路予定区域の供用開始である。 延長一九・四〇メートル